

特記仕様書〔道路工事〕

1. 一般

1. 本仕様書は、**市道貴望ヶ丘小山田線舗装工事** に適用する。
2. 工事は、「大阪府都市整備部監修 土木請負工事必携、土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準」及び関係法令に基づき、施工すること。なお、本特記仕様書に記載のない事項は、請負者、市監督員の協議によるものとする。
3. 工事完了時には、市監督員の指示に基づき工事完成図書を作成しなければならない。
4. 請負者は、地域住民・関係者に対して工事着手を広報し、工事原因によるトラブル、苦情が生じないよう配慮し工期内竣工に努めなければならない。またトラブル、苦情が生じたときは速やかに処理することに努めなければならない。
5. 工事期間中は安全巡視を行い、工事現場における安全に関する巡視点検、連絡調整等を行うほか、工事地域内全般の連絡を行わせ安全確保に努めなければならない。
6. 労働安全衛生法及び規則に関わる申請について、請負者にて行うこと。

2. 工程・工事支障物

1. 本工事の施工時間は、下表のとおりである。

なお、道路工事等協議書（警察協議）の内容等により変更することがある。

路線名等	時間帯	備考
全区間	9:00 ~ 17:00	

工事時間帯については、警察協議等の時間を厳守すること。万一、遅れそうになる場合については、速やかに監督員に連絡を入れること。

2. 道路工事に重複・近接して、ガス導管工事、上下水道工事等が行われる場合は、他の施工者と相互の調整を密におこない、工期内に完了させること。

事業主体	工事内容	路線・区間等	時期	備考

3. 地域によっては、イベント、祭り等が開催され道路が使用できない場合がある。
4. 年末年始については、道路工事を制限される場合がある。
5. 本工事範囲内の移設予定の占用物件の管理者について

占用物件名	管理者	連絡先	備考
上水道管	河内長野市上下水道部水道課	0721-53-1111	配水管
通信	NTT西日本関西エンジニアリング管理担当	06-4397-1009	立会必要
電気	関西電力(株)東大阪営業所	06-6781-8312	立会必要

※移設の時期については、市監督員と協議すること。

6. 本工事範囲内の地下の占用物件の管理者について

占用物件名	管理者	連絡先	備考
上水道管	河内長野市上下水道部水道課	0721-53-1111	配水管
下水道管	河内長野市上下水道部下水道課	0721-53-1111	
ガス管	大阪ガス(株)南部導管部	072-238-2383	
ガス管	河内長野ガス(株)保安グループ	0721-53-3504	
通信	NTT西日本-関西アクセス設備運営担当	06-4258-4041	
電気	関西電力(株)羽曳野営業所	072-956-3381	電柱
電気	関西電力(株)南大阪電力システムセンター	0725-55-0436	

※事前に協議は行っているが、協議内容が変更される場合があり、市監督員の指示に従うこと。

※人孔、弁蓋の舗装に伴う高さ調整については、1週間前までに市監督員に報告の上、指示に従うこと。

3. 用地

1. 仮置場（一時堆積場）が必要な場合については、請負者により用意すること。
2. 河内長野市内で、建設発生土の仮置場（一時堆積場）で 500m³ 以上盛土を行う場合、市条例に基づき市長に届出を行うこと。市外については、請負者において確認すること。
3. 産業廃棄物の仮置場（一時堆積場）で 300 m³以上を超える場合は請負者が府条例に基づき知事に届け出なければならない。（資材置場等と一体利用する場合は、それらを含める。）

4. 周辺環境保全調査

1. 請負者は着工に先立ち、工事地域の状況を十分に把握し、関係官庁等への協議諸手続きを迅速に行い、工事の進捗に支障をきたしてはならない。
2. 掘削箇所に近接する家屋等及び工事着手前より破損、傷みのある道路構造物、門、塀、家屋の壁等については、請負者で事前に調査し、写真撮影しておくこと。また、工事区間の道路上または個人地にある既存の境界杭、ピン等は控え寸法を測量した上で写真撮影しておくこと。
3. 工事内容により、路面下の状況を把握するため、着工前に必要に応じ地下埋設物の調査や試験掘りを実施するものとし、地下埋設物管理者と協議して施工すること。なお、試験掘りの時期、方法等については、市監督員の承諾を得なければならない。
4. 工事施行区間において、工事に起因する異常が発見された場合は、原則として請負者の負担により修復するものとする。
5. 仮置き場の近隣の環境対策について、十分留意すること。また、仮置き場の周辺（家屋及び道路構造物等）については、請負者の責任において、4-2と同様の措置をとること。
6. 建設機械・設備は排出ガス対策型機械使用を原則とする。
7. 過積載防止に努めなければならない。

8. 濁水、湧水等については、周辺の環境保全に留意し必要な対策を講じること。
9. 道路、溝渠、橋梁などの変状調査について市監督員により変状調査の指示があれば「大阪府土木部監修 土木工事共通仕様書」に基づき行ない、測定回数は下記要領において行うものとする。

工事着工前	1 回
施工中	毎日 1 回
施工完了後、工事竣工時まで	毎週 1 回

工事竣工後は、監督員の指示により 1 週間後までは 1 日おき、さらに、工事竣工 1 ヶ月後、6 ヶ月後、1 年後、及び 2 年後の測定に協力するものとする。

なお測定点の位置は監督員の指示による。上記測定時に各測定点を中心にした路面の現況写真を取り、速やかに監督員に提出すること。路線ごとにまとめ、写真はカラーとしその部数は 2 部とする。

5. 安全対策

1. 交通安全施設については、道路工事等協議書に基づき設置すること。また道路工事等協議書を遵守し交通誘導員の配置、指導の徹底を行うこと。本工事における交通誘導員については下表のとおりとする。下表によらず、請負者の都合により安全確保上必要な場合は、適宜請負者により、交通誘導員を配置すること。

工種・路線等	交通誘導員数	備考
アスファルト舗装工	3 人／日	
セメント充填工・L 型街渠工	2 人／日	

2. 鉄道、ガス、電気、電話、上下水道等の施設と近接して工事を行なう場合、それら管理者と協議により安全対策上、施工方法や施工時間等に制限が加えられる事がある。
3. 工事現場においては、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。また、「有資格者一覧表」や「緊急時連絡体制表」等を現場に掲示するなどして、作業従事者全員に周知すること。
4. 掘削箇所等危険を伴う箇所は、十分な夜間照明及び、保安施設を設けること。また、路面覆工、埋め戻し後舗装仮復旧、路面修繕等における路面開放時は、車両及び歩行者の通行に支障を与えないよう、請負者において常に良好な維持管理を行うこと。
5. 仮置き場についても、柵等の仮囲いを行い、材料等の集積等も十分な安全対策を行うこと。
6. 「高速自動車国道」、「自動車専用道路」及び「都道府県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認めた認定道路」において、警備業者による交通誘導警備業務を行う場合、交通誘導警備検定[1 級又は 2 級]の合格証明証の交付を受けた警備員の配置が必要となる。なお、交通誘導員 A、B の定義は以下のとおり。

交通誘導員 A：警備業者の警備員(警備業法第 2 条第 4 項に規定する警備員を言う。)で交通誘導警備業務(警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導業務を言う。)に従事する交通誘導警備業務に係る 1 級検定合格警備員又は 2 級検定合格警備員

交通誘導員 B：警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの

7. 台風、豪雨等に対する安全対策について、天気予報に注意し、現場パトロールを行うこと。万が一、災害の恐れがある場合は、本市と相協調し災害防止に努めること。また、指示する材料、機材等に

については請負者により調達し施工すること。

8. 施工時に、工事範囲内で車両又は歩行者の出入りがある場合には、重機等の作業を一時中断し、安全に出入りできる様、交通誘導員等により誘導すること。特に通行止め作業時には、事前に入りの有無、時間を確認し、円滑に誘導すること。トラブルが発生した場合には、速やかに市監督員に連絡を入れること。

6. 建設副産物

- ~~1. 建設発生土の運搬処分については、指定地処分とし、設計上、場所は、富田林市大字喜志の協同組合大阪南部リサイクルセンター、運搬片道距離は km以下を見込んでいる。但し、処分場の都合により変更することがあり、その場合は設計変更の対象とする。~~
2. コンクリート塊（無筋）、アスファルト塊の処分は指定地処分とし、場所は、富田林市大字喜志の協同組合大阪南部リサイクルセンター、運搬片道距離は 10.5 km以下を見込んでいる。但し、処分場の都合により変更することがあり、その場合は設計変更の対象とする。時間等の処分条件については請負者により確認すること。
3. コンクリート塊（無筋・有筋・2 次製品）、路盤材の処分は指定地処分とし、場所は、富田林市大字喜志の協同組合大阪南部リサイクルセンター、運搬片道距離は 10.5 kmを見込んでいる。但し、処分場の都合により変更することがあり、その場合は設計変更の対象とする。時間等の処分条件については請負者により確認すること。
- ~~4. 伐採木及び根の処分は指定地処分とし、場所は、千早赤阪村中津原の大阪府森林組合、運搬片道距離は〇〇kmを見込んでいる。但し、処分場の都合により変更することがあり、その場合は設計変更の対象とする。時間等の処分条件については請負者により確認すること。~~
5. 産業廃棄物は、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」並びに「大阪府循環型社会形成推進条例」、「河内長野市建設廃棄物適正処理要領」に基づき、元請け業者で責任をもって処理すること。尚、処理及び運搬業を他人に委託する場合は、処理及び運搬業の許可を有する者に限る。
6. 請負者の都合により処分地を変更する場合は、市監督員の承諾を得なければならない。その場合、処分費が当初設計と比較して減額になる場合は、設計変更の対象とする。但し、増額になる場合は設計変更しない。
7. 請負者はマニフェストシステムにより、産業廃棄物の発生から処分に至る過程を適正に管理しなければならない。又、産業廃棄物の適正処理を図るため、工事途上において適宜処理事実の確認を市監督員より受けること。
8. 処分に関する書類作成について

（建設発生土）

- ・ 残土受け入れ承諾書（処分業者又は個人の承諾）
- ・ 処分業者の場合 処分業許可書の写し
- ・ 個人の場合 処分地の土地登記簿謄本の写し
- ・ 処分場、運搬経路、距離を記入した地図
- ・ 実施分の残土処分証明書、運搬状況・経路・処分場の写真
- ・ その他、関係法令に基づく許可証の写し（仮置場に関する届出等を含む）

（産業廃棄物）

- ・ 「運搬」と「処分」について、必要事項を記した委託契約書の写し

- ・産業廃棄物処分業許可書の写し
- ・処分場、運搬経路、距離を記入した地図
- ・実施分のマニフェスト(A票、B2票、D票、E票)の写し(電子マニフェストの使用可)、運搬状況の写真
- ・処分場の写真
- ・その他、関係法令に基づく許可証の写し(仮置場に関する届出等を含む)

9. 再生資源利用〔促進〕(計画・実施)書

リサイクル法に基づき、下記条件に該当する工事については、計画・実施書を作成し、市監督員へ提出すること。

(再生資源利用計画・実施)請負代金額が100万円以上の工事

(再生資源利用促進計画・実施)請負代金額が100万円以上の工事

なお、国土交通省より無償配布されている『建設リサイクルデータ総合システム～CREDAS～』入力システムにより、調査票を作成し、メール(道路課代表メール：dourokanri@city.kawachinagano.lg.jp)に電子データを提出すること。提出の際件名には、「〇〇工事クレダスデータ【〇〇建設】」と明記すること。

10. 説明書の提出(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条1項)

工事落札業者は、契約までに説明書一式2部提出すること。

11. 本工事の建設発生土については現場内利用するものとする。なお、建設発生土を用いる場合はその中でも良質な材料を用いて施工すること。
12. 建設発生土の保管については流用に適するよう適切に保管すること。
13. 建設発生土について、他公共工事間で相互に流用する場合があるので事前に市監督員と十分に協議すること。また、建設発生土の運搬においては沿道住民に迷惑がかからないよう努めること。

7. 再生資材の利用

請負者は下記の資材の利用に際し、再生資材を利用するものとする。

資材名	規格	備考(使用箇所等)
改質Ⅱ型密粒度アスファルト混合物	M-13	表層
粗粒度アスファルト混合物	M-20	基層
粒度調整碎石	RM-25	不陸整正

なお使用に際し舗装廃材再生利用技術指針(案)等を遵守するものとする。

8. CORINS への登録

1. 請負者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し市監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日

等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

2. 登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに市監督員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

9. 下請負に関する書類の提出

1. 請負者は、工事を施工するために下請契約を締結したときは、河内長野市が定める工事様式に従った「下請負通知書」および下請者との契約書等の写しを市監督員に提出すること。
2. 請負者は、国土交通省令に従って記載した「施工体制台帳」を作成し、工事現場に備えるとともに「施工体制台帳」の写しを市監督員に提出すること。この場合、すべての下請契約（二次以下の下請契約を含む。）について請負代金額を明示した請負契約書等の写しを添付すること。ただし、設計金額が 130 万円未満の随意契約の場合は省略してもよい。
3. 請負者は、河内長野市が定める工事関係様式に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に揚げるとともに市監督員に提出しなければならない。
4. 請負者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、そのつどすみやかに市監督員に提出しなければならない。

10. 河内長野市の契約からの暴力団排除措置要綱

1. 平成 26 年 10 月 1 日より施行された「河内長野市の契約からの暴力団排除措置要綱」により、請負者は請負契約時、下請負業者は下請契約締結時に河内長野市長あてに「誓約書」を提出しなければならない（500 万円未満の元請契約および下請契約を除く）。
2. 請負者は、下請負契約後すみやかに「下請業者一覧表」と上述の下請負業者からの「誓約書」をとりまとめ、市監督員に提出すること。

11. 保険の付保及び事故の補償

1. 請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）等に係る建設工事保険、土木工事保険、組立保険、その他必要な保険（これに準ずるものを含む。）に加入しなければならない。また、請負者は保険契約等を締結したときは、保険証券の写し及び労災保険成立証明書を市監督員に提出すること。
2. 請負者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
3. 請負者は、次の各号により共済証紙の購入等を行うこと。
 - (1) 請負者は、下請予定業者を含めた対象労働者及び就労日数を調査把握したうえで、必要な枚数

の共済証紙を購入しなければならない。ただし、調査把握が困難な場合は既定の算出表により必要枚数を算出してよい。

- (2) 前号の建退共済証紙受払資料は、完成検査において提示しなければならない。
- (3) 第1号の規定による調査の結果、対象労働者が存在しない場合は、その理由を記載した書面を届け出ることにより、共済証紙の購入は免除されるものとする。ただし、情勢の変化により対象労働者を使用することとなった場合は、その事実の発生後、速やかに第1号の規定に準じて処理しなければならない。
- (4) 現場事務所又は工事現場の出入り口等の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。
- (5) 完成検査において、「建退共運営実績報告書」を提出するものとする。

~~4.2. 特殊舗装材料~~

- ~~1. ひび割れ抑制舗装について、各メーカーに対し見積もりをとり、各現場に適した工法の安価なものを積算上採用している。じょく層工法（アスファルト乳剤系）及び砕石マスチック舗装材料の使用による舗装の2種を基本とする。工法、舗装材により、切削厚さ等が変わるため市監督員と協議を行うこと。薄層砕石マスチックを使用する場合は、温度管理を適切に行うとともに、中温化剤を使用する等締固め効率の向上を図ること。~~
- ~~2. 加熱アスファルト系表面処理工法について、各現場の既設アスファルトの状況により採用している。既設アスファルトの端部、ひび割れ等適切に処理を行い施工すること。また使用する舗装材料については、温度管理を適切に行うとともに、中温化剤を使用する等締固め効率の向上を図ること。また、請負者において、従来のアスファルト打換による施工を行っても良いが、それに伴う変更増額は行わないものとする。~~
- ~~3. 常温塗布型表面処理工法について、各現場の既設アスファルトの状況により採用している。既設アスファルトの端部、ひび割れ等適切に処理を行い施工すること。また、請負者において、従来のアスファルト打換による施工を行っても良いが、それに伴う変更増額は行わないものとする。~~
- ~~4. ひび割れ補修材について、アスファルト系加熱注入型目地材の低弾性タイプとする。施工の際、溶融釜の温度管理を適切に行うこと。~~

13. その他

1. 提出書類は、河内長野市の「土木工事関係提出書類」に基づき提出すること。
2. 出来形管理については、「大阪府都市整備部 土木工事施工管理基準」に基づくこと。記載のない事項は、市監督員の指示に従うものとする。

ただし、アスファルト舗装工における規格値において、基層工については-5mm、表層工についても-5mmとする。

3. 工事写真の管理は以下のとおりとする。
 - (1) 撮影写真の原本及び工事写真帳を各1部提出すること。
 - (2) 使用するカメラは有効画素数200万画素以上の性能があり、小黒板の文字や被写体の内容が判読できるよう撮影すること。画像サイズは1024×768ピクセル程度以上とする。やむを得ずフィルムカメラにより撮影する場合は、市監督員の指示に従うものとする。

- (3) 撮影写真の加工等は認めない。
- (4) 工事写真帳は A4 判とし、写真用光沢紙にカラー印刷したものとする。
- (5) 撮影写真の原本は、電子媒体に格納し提出すること。
- (6) 工事写真の電子媒体による記録・保存については、国土交通省「デジタル写真管理基準（案）」に対応したソフトにより作成すること。

上記基準に対応したソフトにより作成を行わない場合、工事写真は工種毎にフォルダを作成し格納すること。また、参考図や写真帳形式となったデータも合わせて格納すること。

- (7) ファイル形式は、写真が JPEG、参考図は JPEG もしくは TIFF とする。
- (8) 納品に使用する電子媒体は、CD-R とし、ウイルスチェックを行っておくこと。
- (9) CD-R には「契約番号」、「CORINS 登録番号」、「工事名」、「作成年月」、「発注者名」、「請負者名」、「ウイルスチェックに関する情報」等の情報を明記すること。
- (10) その他、デジタル写真管理に関する件は「大阪府都市整備部 土木工事施工管理基準 写真管理基準」、「デジタル写真管理情報基準」及び「大阪府都市整備部電子納品要領（案）〔工事編〕」を参考とすること。

4. 品質管理については、「大阪府都市整備部 土木工事施工管理基準」に基づくこと。ただし、舗装工事については、500 m²につき1箇所コア採取を行うこと。乳剤の散布については、散布後全面積がわかるよう、連続的に写真を撮影すること。また記載のない事項は、市監督員の指示に従うものとする。

平成 20 年 5 月改定
平成 22 年 5 月改定
平成 24 年 4 月改定
平成 25 年 5 月改定
平成 26 年 5 月改定
平成 27 年 7 月改定
平成 27 年 8 月改定